

日本教育オーディオロジー研究会会則

平成 16 年 02 月 21 日制定

平成 16 年 10 月 22 日改正

平成 17 年 10 月 21 日改正

平成 18 年 10 月 08 日改正

平成 21 年 02 月 15 日改正

第 1 条 (名称)

本会は、日本教育オーディオロジー研究会 (Japan Educational Audiology Association) という。

第 2 条 (目的)

本会は、教育オーディオロジーの研究と発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は前条の目的を達する為、次の事業を行う。

1. 講演会・講習会・研究集会などの開催。
2. 調査や研究、知識普及のための啓発活動。
3. 本会の趣旨に賛同する国内各地域の研究会や活動等への協力。
4. その他、前条の目的を達するために必要と認められた事業。

第 4 条 (会員および権限)

本会の会員は、教育オーディオロジーに関わる者のうち、本会の趣旨に賛同する個人とする。会員は、本会が主催する講演会・講習会・研究集会などに参加する資格を有する。また、本会の情報物の配布を受ける資格を有する。

第 5 条 (入退会および除名)

1. 会員として入会を希望する者は、本会所定の申込用紙に必要事項を記入し、申し込むものとする。
2. 入会の可否は、審査の上決定する。
3. 退会を希望する場合は、その旨を届け出るものとする。
4. 会費を 2 年間滞納した者については退会とする。
5. 本会の運営を著しく損なう行為があった場合は、評議員会の決を経て、これを除名することができる。

第 6 条 (会費)

1. 会費は、次に定めるところによる。
会員 年額 1,000 円。
2. 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
3. 既納の会費は返却しない。

第 7 条 (役員)

1. 本会に次の役員をおく。
会長 1 名。
評議員 30 名程度。
参与 若干名。

2. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 役員の選任は、総会で承認をとる。

第8条（役員の職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。
2. 評議員は、評議員会を構成し、審議事項を議決する。
3. 参与は、評議員会に対して意見を述べることができる。ただし議決には加わらない。

第9条（理事）

1. 本会の会務を執行するために、評議員の中から理事を選任する。理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 理事は、以下の役職を担う。

総務	若干名。
企画推進	若干名。
公聴広報	若干名。
3. 理事の中から代表理事1名を互選する。
4. 総務、規格推進、公聴広報から、それぞれ副代表理事1名を互選する。
5. 理事の選任は、総会で承認をとる。
6. 理事の役職は別途細則にて明らかにする。

第10条（監査）

本会の経理の監査のため、監査1名をおく。監査の任期は1年とし、総会にて会員から1名を選出する。役員は、これを兼ねることができない。

第11条（事務所）

本会の事務所の位置は、別途細則にて明らかにする。

第12条（総会）

総会は、年1回、会長がこれを招集する。総会においては、報告事項の承認および運営に関する重要事項の決定を行なう。

第13条（会則の改正）

本会則を改正するには、評議員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

日本教育オーディオロジー研究会会則細則

第1条

会則で規定された理事は、以下の職務を担う。

1. 代表理事は、理事会を代表する。
2. 副代表理事は、それぞれの役職を代表する。
3. 総務は、会員の入退会管理、会計、メーリングリストの管理、発送などの会務を行う。
4. 企画推進は、本会の事業の統括に関する会務を行う。
5. 公聴広報は、本会の公聴広報活動に関する会務を行う。

第2条

本会は、事務所を愛媛大学教育学部立入研究室に置く。また、関東事務所を筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター佐藤研究室に置く。